

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】
 ○ 都市計画法施行細則の一部を改正する規則

建築指導課

【告示】

（県例規集登載）

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新
 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定に係る事項の変更
 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退

健康推進課

○ 知事指定薬物の指定
 ○ 指定居室サービスの事業の廃止

医薬安全課
指導監査課

○ 海区漁場計画の変更並びに当該海区漁場計画に基づく漁業の免許予定日及び申請期間

水産課

【公告】

○ 県営土地改良事業計画の縦覧
 ○ 基本測量の実施
 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事

耕地課
監理課

建築指導課

目次

担当課（室）

○ の完了
 ○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

【選挙管理委員会】

○ 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数

選挙管理委員会

◎岡山県規則第七号

都市計画法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

都市計画法施行細則の一部を改正する規則

都市計画法施行細則（昭和四十六年岡山県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「にあつては第四号、第八号及び第九号」を「当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第十二条第一項又は第三十条第一項の許可（以下この項及び次条第二項において「みなし許可」という。）を要するものに限る。）にあつては第四号に掲げる図書を、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為に関する工事がみなし許可を要するものを除く。）にあつては第四号、第八号、第九号及び第十二号」に、「若しくは」を「又は」に、「開発区域」を「当該開発行為に関する工事がみなし許可を要するもの及び開発区域」に、「にあつては第八号及び第九号」を「にあつては第八号、第九号及び第十二号」に改め、同条第十号を第十三号とし、同条第九号の次に次の三号を加える。

十 申請者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の写し又はこれらに類するものであつて、氏名及び住所を証する書類

十一 申請者が法人であるときは、登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）

十二 申請者が申請者が法人であるときはその役員（暴力団員による不等な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第九条第二十一号に規定する役員をいう。）を含む。）が、暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下この号において同じ。）に該当しないこと、暴力団（同条第一号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者でないこと及び暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者でないことを誓約する書類

第三条第二項中「及び第九号」を「から第十二号まで」に改める。

第四条中第四号を第五号とし、同条第三号イ中「及び法人税並びに」を「並びに法人税及び」に改め、「納税証明書」の下に「並びに知事が必要と認める書類」を加え、同号口中「所得税及び事業税」を「個人事業税及び前年分の所得税」に改め、「並びに住民票」を削り、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 省令別記様式第三の資金計画書 収入欄の金額の裏付けとなる書類
第四条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる申請については、それぞれ当該各号に定める書類の添付を要しないものとする。

一 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為に関する工事がみなし許可を要するものであつて宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）第二十三条各号で定める規模（以下この項において「定期報告規模」という。）のものに限る。）に係る申請 前項第四号に規定する書類のうち法人事業税又は個人事業税に関する納税証明書（以下この項において「納税証明書」という。）

二 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為に関する工事がみなし許可を要するものであつて定期報告規模のものを除く。）に係る申請 前項第三号に規定する書類及び納税証明書

三 主として住宅以外の建築物又は特定工作物で自己の業務の用に供するもの、建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為に関する工事がみなし許可を要するものに限る。）であつて開発区域の面積が一ヘクタール未満のものうち定期報告規模のものに係る申請 納税証明書

四 主として住宅以外の建築物又は特定工作物で自己の業務の用に供するもの、建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為に関する工事がみなし許可を要するものに限る。）であつて開発区域の面積が一ヘクタール未満のものうち定期報告規模でないものに係る申請 前項第三号に規定する書類及び納税証明書

第五条中「するときは」の下に、「次条の規定により掲示する開発行為許可済標識（様式第一号）の設置状況を明らかにする写真を添えて」を加える。

第六条中「当該」を「前条の規定による」に改め、「日から完了の日まで、」を「届出の日までに」に、「（様式第一号）を」を「を掲示し、当該標識を掲示した日から当該開発行

為の完了の日まで」に改める。

第十六条の見出し中「の報告」を「等の報告」に改め、同条第一項中「いたった」を「至った」に改め、同条第二項中「こえる」を「超える」に、「第二号及び第三号の」を「から第三号までに定める」に改め、同条に次の一項を加える。

3 開発行為の許可を受けた者は、法第三十条第一項各号に掲げる事項の変更又は省令第二十八条の四で定める軽微な変更以外の変更が生じる場合は、あらかじめ、修正内容を申告する書類等を作成し、法第三十六条第一項の規定による工事完了の検査の届出までに知事に提出しなければならない。

様式第一号中

許可を受けた者の住所
氏名または名称

(電話

)

を

許可を受けた者の住所
氏名または名称

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の都市計画法施行細則様式第一号による開発行為許可済標識は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(施行日前に行われた申請又は協議に係る図書等に関する措置)

3 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた法第二十九条第一項若しくは第二項の規定による許可の申請又は法第三十四条の二第一項の規定による協議について、当該申請に係る許可又は当該協議の成立が施行日以後に行われる場合は、施行日以後、速やかにこの規則による改正後の都市計画法施行細則（以下「新規則」という。）第三条又は第四条に規定する図書を知事に提出しなければならない。

(施行日以後に生じる変更に対する措置)

4 新規則第十六条第三項の規定は、施行日前に法第二十九条第一項若しくは第二項の規定による許可を受けた開発行為又は法第三十四条の二第一項の規定による協議が成立した開発行為についても適用する。

◎岡山県告示第九十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和七年三月十一日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定した医療機関

名称	所在地	指定年月日
地方独立行政法人玉野医療センター たまの病院	玉野市宇野二丁目一―二〇	令和七年一月一日
井上薬局	玉野市宇野二丁目一七番二号	令和七年一月一日
おざき薬局笹沖店	倉敷市笹沖一六三―一五	令和七年三月一日
レモン薬局 富岡店	笠岡市富岡二五六―一〇	令和七年三月一日
レモン薬局 番町店	笠岡市二番町七―一〇	令和七年三月一日
レモン薬局 中島店	倉敷市中島三〇―二―三	令和七年三月一日
訪問看護ステーション みらい	倉敷市児島下の町五丁目二―一七	令和七年三月一日

◎岡山県告示第九十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和七年三月十一日

指定を更新した医療機関

名称

E Sクリニック

難波医院

所在地

津山市津山口三〇八

倉敷市福田町古新田一四六―四

更新年月日

令和七年三月一日

令和七年三月一日

岡山県知事

伊原木

隆

太

◎岡山県告示第九十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十四条の規定により次のとおり変更の届出を受理した。

令和七年三月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定に係る事項を変更した医療機関

名称

変更事項

変更前

変更後

変更年月日

わかくさ薬局

医療機関の所在地

倉敷市連島町西之浦三四〇―一

倉敷市連島町西之浦三四〇―三

令和四年五月一日

◎岡山県告示第九十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和七年三月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

サンズナーズステーション備前

備前市東片上五〇九―一二

令和六年十月三十一日

エスマイル薬局 八王寺店

倉敷市八王寺町字大道南二八七―四九

令和六年十二月三十一日

渡辺薬局

倉敷市庄新町九―一二

令和七年一月二十三日

ハート薬局 中島店

倉敷市中島三〇―二―三

令和七年一月二十四日

ハート薬局 水島店

倉敷市水島西常盤町一〇―一八―七

令和七年一月二十四日

ハート薬局

倉敷市八王寺町一八〇―三八

令和七年一月二十四日

クローバー薬局 富岡店

笠岡市富岡二五六―一〇

令和七年一月二十四日

エース薬局

笠岡市二番町七―一〇

令和七年一月三十一日

勝央薬局

勝田郡勝央町岡四〇―八

令和七年二月六日

医療法人美風会 美作中央病院

美作市明見三五七―一

令和七年二月六日

おざき薬局 笹沖店

倉敷市笹沖一六三―一四

令和七年二月二十八日

◎岡山県告示第九十四号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和七年三月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

- 1 (八R)―N・N―ジエチル―六―メチル―「三―(トリメチルシリル)プロパノイル」―九・十―ジデヒドロエルゴリン―八―カルボキシアミド（通称名一S―LSD）及びその塩類
- 2 N―メチル―N―プロピルトリプタミン（通称名MPT、Methylpropyltryptamine）及びその塩類
- 3 五―ニトロ―「四―プロポキシフェニル」メチル―「二―(ピロリジン―「イル」エチル）―「H―ベンゾ「d」イミダゾール（通称名Protoneitazepine、N―Pyrrolidino protoneitazene）及びその塩類

二 指定の理由

条例第二条第六号に規定する薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

附 則

この告示は、令和七年三月十二日から施行する。

◎岡山県告示第九十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和七年三月十一日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ケアサークル井原ホームヘルプサービスセンター

2 所在地

岡山県井原市井原町二二〇五―一〇

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

ケアサークル井原企業組合

2 所在地

岡山県井原市井原町二二〇五―一〇

三 廃止の届出を受理した年月日

令和七年三月五日

四 介護保険事業所番号

三三七〇七〇〇三三二

五 サービスの種類

訪問介護

◎岡山県告示第九十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和七年三月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスセンターふれあい

2 所在地

岡山県美作市福本八六五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人鶯園

2 所在地

岡山県津山市瓜生原三三七―一

三 廃止の届出を受理した年月日

令和七年三月五日

四 介護保険事業所番号

三三七三三〇〇五六〇

五 サービスの種類

通所介護

◎岡山県告示第九十七号

令和五年岡山県告示第二百四十三号で告示した海区漁場計画を変更するとともに、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十四条第八項において準用する同条第六項の規定により当該海区漁場計画に基づく漁業の免許予定日及び申請期間を定めた。

令和七年三月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 海区漁場計画の変更の内容
次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課に備え置いて縦覧に供する。）

二 免許予定日

令和七年七月一日

三 申請期間

令和七年三月十一日から六〇日間

〔八五〕土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、
県営土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。
この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算し
て十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和七年三月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 事業及び地区名
県営土地改良事業(用排水施設整備 汐入川地区)
- 二 縦覧に供する書類
県営土地改良事業(用排水施設整備 汐入川地区) 計画書
- 三 縦覧の期間
令和七年三月十一日から同年四月一日まで
- 四 縦覧の場所
早島町役場

〔八六〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和七年三月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

県内全域	測量区域
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）	測量の種類
令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで	測量期間

〔八七〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和七年三月十一日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市沼田字才崎八五〇番一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市南区藤田六五一番地の一七

株式会社白十字

代表取締役 二木 正芳

三 許可年月日及び許可番号

令和六年十月二十三日岡山県指令建指第三〇〇号

〔八八〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和七年三月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市沼田字才崎八五〇番一

二 公共施設の種類

水路

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市南区藤田六五一番地の一七

株式会社白十字

代表取締役 二木 正芳

五 許可年月日及び許可番号

令和六年十月二十三日岡山県指令建指第三〇〇号

◎岡山県選管告示第十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和七年三月十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）（地方自治法第八十条第一項に規定する場合を除く。）
- 三 地方自治法第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区	数	選挙区	数
岡山市北区・加賀郡	八三、六八四	高 梁 市	七、四六九
岡山市中区	三九、八五三	新 見 市	七、五六六
岡山市東区	二五、五一八	備前市・和気郡	一一、六二〇
岡山市南区	四五、四一二	瀬 戸 内 市	一〇、一四二
倉敷市・都窪郡	一三三、五二〇	赤 磐 市	一一、七七六
津山市・苫田郡・勝田郡	三四、三八二	真庭市・真庭郡	一一、八七二
玉 野 市	一五、六七〇	美作市・英田郡	七、五〇七
笠 岡 市	一二、六四三	浅口市・浅口郡	一二、二六六
井原市・小田郡	一四、一八三	久 米 郡	四、八八六
総 社 市	一八、七一一		